

第 1 号議案

令和 2 年度舞鶴市一般会計予算

令和 2 年度舞鶴市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 34,878,580千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 2 年 2 月 2 5 日 提出

舞鶴市長 多々見良三

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		11,403,600
	1 市 民 税	4,399,100
	2 固 定 資 産 税	6,194,500
	3 軽 自 動 車 税	271,600
	4 市 た ば こ 税	538,400
2 地 方 譲 与 税		329,500
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	198,500
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	72,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	33,300
	4 特 別 と ん 譲 与 税	25,700
3 利 子 割 交 付 金		8,800
	1 利 子 割 交 付 金	8,800
4 配 当 割 交 付 金		69,800
	1 配 当 割 交 付 金	69,800
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		35,300
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	35,300
6 法 人 事 業 税 交 付 金		35,400
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	35,400
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,842,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,842,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		24,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	24,000
9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		4,200
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	4,200
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		133,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	133,000
11 地 方 特 例 交 付 金		84,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	84,000
12 地 方 交 付 税		5,912,000
	1 地 方 交 付 税	5,912,000
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		7,600
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,600

(単位：千円)

款	項	金額
14 分 担 金 及 び 負 担 金		47,355
	1 分 担 金	6,711
	2 負 担 金	40,644
15 使 用 料 及 び 手 数 料		600,038
	1 使 用 料	377,689
	2 手 数 料	222,349
16 国 庫 支 出 金		6,108,057
	1 国 庫 負 担 金	4,201,290
	2 国 庫 補 助 金	1,889,914
	3 委 託 金	16,853
17 府 支 出 金		3,175,900
	1 府 負 担 金	1,664,141
	2 府 補 助 金	1,325,862
	3 委 託 金	185,897
18 財 産 収 入		97,140
	1 財 産 運 用 収 入	94,947
	2 財 産 売 払 収 入	2,193
19 寄 附 金		53,963
	1 寄 附 金	53,963
20 繰 入 金		871,302
	1 繰 入 金	871,302
21 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
22 諸 収 入		902,424
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	9,001
	2 市 預 金 利 子	200
	3 貸 付 金 元 利 収 入	520,869
	4 雑 収 入	372,354
23 市 債		3,133,200
	1 市 債	3,133,200
歳 入 合 計		34,878,580

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	317,880
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙費 5 統計調査費 6 監査委員費	4,702,340
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 生活保護費 4 災害救助費	12,555,990
4 衛生費	1 保健衛生費 2 清掃費 3 水道費 4 医療対策費	3,669,700
5 労働費	1 労働諸費	56,480
6 農林水産業費	1 農業費 2 林業費 3 水産業費	850,860
7 商工費	1 商工費	1,149,470
8 土木費	1 土木管理費 2 道路橋りょう費 3 河川費 4 港湾費 5 都市計画費 6 住宅費	3,741,310

(単位：千円)

款	項	金額
9 消防費	1 消防費	1,288,770
10 教育費	1 教育総務費 2 小学校費 3 中学校費 4 幼稚園費 5 社会教育費 6 保健体育費	2,916,630
11 公債費	1 公債費	3,619,150
12 予備費	1 予備費	10,000
歳出	合計	34,878,580

第2表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
赤れんがパーク指定管理料	令和2年度から 令和3年度まで	冊 83,000
令和2年度舞鶴市土地開発公社 が舞鶴市に代わって用地取得等 を行うための事業資金の借入れ に対する債務保証	令和2年度から 令和6年度まで	500,000
令和2年度公共用地等取得事業費	令和2年度から 令和6年度まで	500,000

第3表

地 方 債

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎整備 事業費	千円 31,700	ただし発行価格が 額面を下まわると きは、その発行価 格差減額をうめる ため必要な金額を これに加算した額	証書借入又は証券 発行、ただし証券 発行の方法による 場合においては、 発行価格は額面金 額100円につき 99円以上とする。	5.0%以内 ただし、利率見直し方 式による借入れにつ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件 により、民間等資金の場合には、そ の債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借換することが できる。
市民交流 施設整備 事業費	2,100	同上	同上	同上	同上
総合文化 会館整備 事業費	2,800	同上	同上	同上	同上
引揚記念館 整備事業費	8,200	同上	同上	同上	同上
赤れんが周辺等 まちづくり 事業費	156,900	同上	同上	同上	同上
防災・減災 システム 整備事業費	5,500	同上	同上	同上	同上
北近畿タンゴ 鉄道基盤 整備補助金	19,900	同上	同上	同上	同上
社会福祉施設 整備事業費	900	同上	同上	同上	同上
高齢者 福祉施設等 改修事業費	6,900	同上	同上	同上	同上
市民交流 センター 整備事業費	10,500	同上	同上	同上	同上

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
私立認定こども園等 施設整備 事業費補助金	千冊 2,200	ただし発行価格が 額面を下まわると きは、その発行価 格差減額をうめる ため必要な金額を これに加算した額	証書借入又は証券 発行、ただし証券 発行の方法による 場合においては、 発行価格は額面金 額100円につき 99円以上とする。	5.0%以内 ただし、利率見直し方 式による借り入れにつ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件 により、民間等資金の場合には、そ の債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借換することが できる。
放課後 児童クラブ 整備事業費	10,300	同上	同上	同上	同上
旧西乳児 保育所 除却事業費	17,300	同上	同上	同上	同上
斎場整備 事業費	9,400	同上	同上	同上	同上
最終処分場 整備事業費	276,000	同上	同上	同上	同上
清掃事務所 整備事業費	420,900	同上	同上	同上	同上
リサイクル プラザ整備 事業費	1,600	同上	同上	同上	同上
加佐地域 大庄屋上野家 整備事業費	2,500	同上	同上	同上	同上
林業センター 整備事業費	4,400	同上	同上	同上	同上
漁港整備 事業費	25,200	同上	同上	同上	同上

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
漁港海岸 保全施設 整備事業費	22,100	千円 ただし発行価格が 額面を下まわると きは、その発行価 格差減額をうめる ため必要な金額を これに加算した額	証書借入又は証券 発行、ただし証券 発行の方法による 場合においては、 発行価格は額面金 額100円につき 99円以上とする。	5.0 % 以内 ただし、利率見直し方 式による借入れにつ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件 により、民間等資金の場合には、そ の債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借換することが できる。
商工観光 センター 改修事業費	16,900	同上	同上	同上	同上
道路橋りょう 改良費	428,300	同上	同上	同上	同上
河川改修費	77,000	同上	同上	同上	同上
港湾整備 事業負担金	2,000	同上	同上	同上	同上
中心市街地 活性化事業費	20,400	同上	同上	同上	同上
駐輪場整備 事業費	3,000	同上	同上	同上	同上
街路整備 事業費	31,500	同上	同上	同上	同上
公園施設 整備事業費	40,900	同上	同上	同上	同上
公営住宅 整備事業費	22,700	同上	同上	同上	同上
消防施設 整備事業費	46,100	同上	同上	同上	同上

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小 学 校 整 備 費	千円 47,000	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
私立幼稚園 施設整備 事業費補助金	2,800	同上	同上	同上	同上
社会教育 施設整備 事業費	23,000	同上	同上	同上	同上
保健体育 施設整備費	4,100	同上	同上	同上	同上
辺地対策 事業費	115,400	同上	同上	同上	同上
臨時財政対策	1,214,800	同上	同上	同上	同上
計	3,133,200				

第 2 号議案

令和2年度舞鶴市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度舞鶴市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給 水 戸 数	32,100戸
(2)	年 間 総 給 水 量	10,769,000㎡
(3)	1 日 平 均 給 水 量	29,500㎡
(4)	主要な建設改良事業	
	浄水施設費	115,145千円
	配水施設費	904,480千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	2,119,000千円
第1項	営業収益	1,770,031千円
第2項	営業外収益	348,967千円
第3項	特別利益	2千円
支 出		
第1款	水道事業費用	1,924,500千円
第1項	営業費用	1,800,265千円
第2項	営業外費用	119,614千円
第3項	特別損失	4,121千円
第4項	予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,023,800千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額75,808千円、建設改良積立金246,096千円、損益勘定留保資金701,896千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	565,400千円
第1項	企業債	350,000千円
第2項	補助金	58,273千円
第3項	出資金	116,540千円
第4項	負担金	17,361千円
第5項	基金収入	23,225千円
第6項	固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	1,589,200千円
第1項 建設改良費	1,023,268千円
第2項 償還金	465,932千円
第3項 積立金	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水施設更新事業	自 令和2年度 至 令和4年度	千円 292,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良費	千円 350,000	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用との間
- (2) 建設改良費と償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 291,203千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,461千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和2年2月25日 提出

舞鶴市長 多々見 良三

第 3 号議案

令和2年度舞鶴市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度舞鶴市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	水洗化戸数	38,300戸
(2)	年間総排水量	10,015,000m ³
(3)	1日平均排水量	27,400m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	処理場整備費	491,543千円
	雨水処理費	549,065千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下水道事業収益	3,584,300千円
第1項	営業収益	1,302,514千円
第2項	営業外収益	2,281,784千円
第3項	特別利益	2千円
支 出		
第1款	下水道事業費用	3,526,500千円
第1項	営業費用	3,145,255千円
第2項	営業外費用	374,744千円
第3項	特別損失	6,001千円
第4項	予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,236,700千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,931千円、損益勘定留保資金1,179,769千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	2,187,300千円
第1項	企業債	1,289,200千円
第2項	他会計補助金	73,234千円
第3項	補助金	572,880千円
第4項	出資金	245,530千円
第5項	負担金	6,455千円
第6項	固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	3,424,000千円
第1項 建設改良費	1,552,922千円
第2項 償還金	1,870,298千円
第3項 積立金	780千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道事業費 (東浄化センター汚泥処理設備改築分)	自 令和2年度 至 令和4年度	千円 1,000,000
公共下水道事業費 (東浄化センター電気設備改築分)	自 令和2年度 至 令和4年度	1,200,000
雨水処理事業費 (大手ポンプ場整備分)	自 令和2年度 至 令和4年度	900,000
雨水処理事業費 (静溪ポンプ場整備分)	自 令和2年度 至 令和4年度	350,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良費等	千円 954,500	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
辺地対策事業費	9,900	同上	同上	同上
資本費平準化債	324,800	同上	同上	同上
計	1,289,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用との間
- (2) 建設改良費と償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 261,257円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,358,145円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、20,000円と定める。

令和2年2月25日 提出

舞鶴市長 多々見 良三

令和2年度舞鶴市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度舞鶴市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		100 床
(2) 年間入院患者数	延	35,040 人 (1日平均 96人)
(3) 年間外来患者数	延	5,589 人 (1日平均 23人)
(4) 主要な建設改良事業 器械備品購入費		17,271千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 病院事業収益		972,580千円
第1項 医業収益		723,035千円
第2項 医業外収益		249,331千円
第3項 特別利益		214千円
支 出		
第1款 病院事業費用		984,070千円
第1項 医業費用		961,762千円
第2項 医業外費用		19,104千円
第3項 特別損失		2,704千円
第4項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額 34,300千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 42千円、過年度分損益勘定留保資金 34,258千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		51,550千円
第1項 企業債		17,400千円
第2項 他会計からの補助金		34,147千円
第3項 国府補助金		1千円
第4項 固定資産売却代金		1千円
第5項 寄附金		1千円

支 出

第1款 資本的支出	85,850千円
第1項 建設改良費	18,437千円
第2項 企業債償還金	67,413千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良費	千円 17,400	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合には、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする	5.0%以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費	650,660千円
2 交際費	301千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、247,682千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、59,183千円と定める。

令和 2年 2月 25日 提 出

舞鶴市長 多々見良三

令和2年度舞鶴市国民健康保険事業会計予算

令和2年度舞鶴市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,883,970千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、700,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年 2月25日 提出

舞鶴市長 多々見良三

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料	1 国民健康保険料	1,346,760
2 使用料及び手数料	1 手数料	901
3 国庫支出金	1 国庫補助金	1
4 府支出金	1 府補助金	5,835,749
5 財産収入	1 財産運用収入	806
6 繰入金	1 繰入金	691,531
7 繰越金	1 繰越金	1
8 諸収入	1 延滞金及び過料 2 雑収入	8,221 4,100 4,121
歳入合計		7,883,970

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費 2 徴収費 3 運営協議会費	146,170 138,746 6,996 428
2 保険給付費	1 療養諸費 2 高額療養費 3 移送費 4 出産育児諸費 5 葬祭諸費 6 精神・結核医療付加金	5,750,324 5,042,286 668,837 101 21,000 8,500 9,600
3 国民健康保険事業費納付金	1 医療給付費分 2 後期高齢者支援金等分 3 介護納付金分	1,859,088 1,246,783 453,195 159,110
4 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	10 10
5 保健事業費	1 保健事業費 2 特定健康診査等事業費	119,154 42,135 77,019
6 基金積立金	1 基金積立金	1 1
7 公債費	1 公債費	70 70
8 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	4,153 4,153
9 予備費	1 予備費	5,000 5,000
歳出合計		7,883,970

令和 2 年度舞鶴市貯木事業会計予算

令和 2 年度舞鶴市の貯木事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,040千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 2 5 日 提出

舞鶴市長 多々見良三

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		124
	1 事業収入	1
	2 諸収入	123
2 繰入金		915
	1 繰入金	915
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		1,040

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		1,040
	1 施設管理費	1,040
歳出合計		1,040

令和 2 年度舞鶴市駐車場事業会計予算

令和 2 年度舞鶴市の駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 73,120千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 2 5 日 提出

舞鶴市長 多々見 良三

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入	1 事業収入	36,693
		36,693
2 財産収入	1 財産運用収入	96
		96
3 繰入金	1 繰入金	36,329
		36,329
4 繰越金	1 繰越金	1
		1
5 諸収入	1 雑収入	1
		1
歳入合計		73,120

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費	1 事業費	73,020
		73,020
2 予備費	1 予備費	100
		100
歳出合計		73,120

令和 2 年度舞鶴市介護保険事業会計予算

令和 2 年度舞鶴市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,454,620千円と定める。
- 2 介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,170千円と定める。
- 3 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

- 第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定 600,000千円、介護サービス事業勘定 1,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 2 年 2 月 2 5 日 提出

舞鶴市長 多々見 良三

第1表

(保険事業勘定)

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 介護保険料	1 介護保険料	1,427,977
2 使用料及び手数料	1 手数料	351
3 国庫支出金	1 国庫負担金 2 国庫補助金	2,023,693
4 支払基金交付金	1 支払基金交付金	2,169,802
5 府支出金	1 府負担金 2 府補助金	1,209,976
6 財産収入	1 財産運用収入	813
7 繰入金	1 繰入金	1,618,773
8 繰越金	1 繰越金	1
9 諸収入	1 延滞金加算金及び過料 2 預金利子 3 雑収入	3,234
歳入合計		8,454,620

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費 2 徴収費 3 介護認定審査会費	178,155
2 保険給付費	1 介護サービス等諸費 2 介護予防サービス等諸費 3 その他諸費 4 高額介護サービス等費 5 高額医療合算介護サービス等費 6 特定入所者介護サービス等費	7,789,858
3 地域支援事業費	1 介護予防・生活支援サービス事業費 2 一般介護予防事業費 3 包括的支援事業・任意事業費 4 その他諸費	481,796
4 公債費	1 公債費	250
5 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	1,561
6 予備費	1 予備費	3,000
歳出合計		8,454,620

(介護サービス事業勘定)

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 サービス収入	1 予防給付費収入	6,168
2 繰越金	1 繰越金	1
3 諸収入	1 雑収入	1
歳入合計		6,170

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費	1 介護予防支援事業費	6,059
2 公債費	1 公債費	10
3 諸支出金	1 償還金	1
4 予備費	1 予備費	100
歳出合計		6,170

令和2年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算

令和2年度舞鶴市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,402,850千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

令和2年 2月25日 提出

舞鶴市長 多々見良三

第1表

歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,053,452
	1 後期高齢者医療保険料	1,053,452
2 使用料及び手数料		129
	1 手数料	129
3 繰入金		346,996
	1 一般会計繰入金	346,996
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2,272
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	1,520
	3 雑収入	751
歳入合計		1,402,850

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		34,200
	1 総務管理費 2 徴収費	29,200 5,000
2 後期高齢者医療金		1,366,590
	1 後期高齢者医療金	1,366,590
3 公債費		40
	1 公債費	40
4 諸支出金		1,520
	1 償還金及び還付加算金	1,520
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		1,402,850